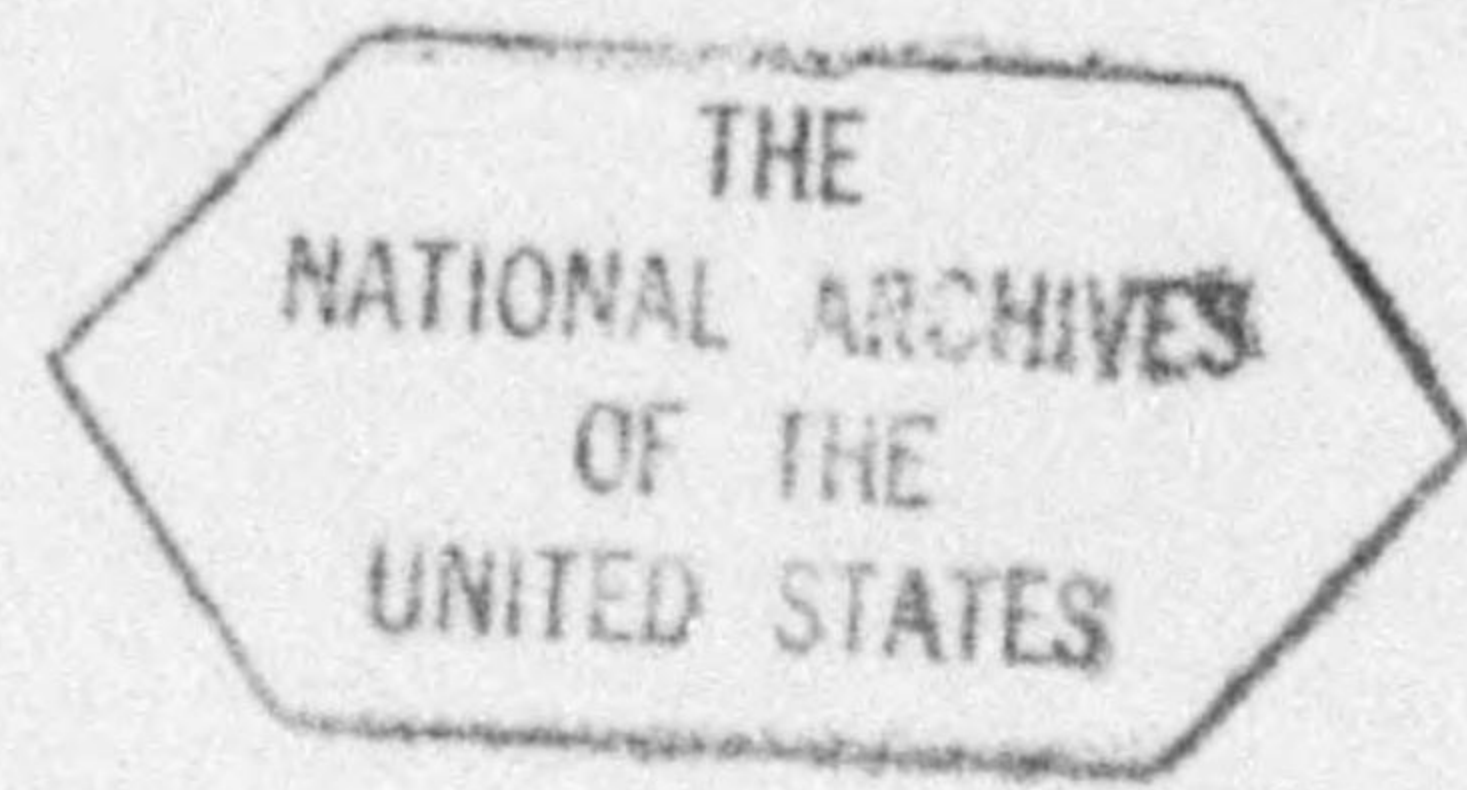


775 DK3

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents



- (1) Box no. 2745
- (2) Folder title/number: (19)
 PG 004.010 Others - Chiba

(3) Date: ? - Sept. 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
9740	c, v

(5) Item description and comment:
 Chiba

(6) Reproduction: Yes No

(7) Film no. _____ Sheet no. _____

T.R. SH CH
LPS-LKE
Personal Budget
SIN
YTA
Religions
十四、其の他

Commitment
Justice

Reports
Matters
Unleash
requests
analysis

上、労政活動月報の取扱につき（協博事項）千世士

Ray
M. Clavin
Welfare Dept
Facilities

上、自由労働組合の指導につき（聴取事項）長野県

九. 地方労働委員の報酬につき（駐取事項）栃木県

LRC copy (amended)

十. 労政職員の資質の向上につき（駐取事項）長野県

十一. 労働協約締結促進運動の浸透につき（駐取事項）長野県

July } 8
August } agreements
 } concluded
15 negotiating..

8 in
2 open
24
5
37

八、労働協約促進法上の効果の処置について（既取事項）概不詳

Labour Bank.

Physique
\$5,000,000
end of July
\$1,400,000
\$200,000
217 per head
100% additional

於

六、貸金庫面金融対策として（既取事項）新潟県

Tax Exemption
for
Labor Education
Activities.
Local Law By Laws.

六、地方税法の入場の課税免除につき(要望事項)新潟県

五、三十五年度国庫補助につき(要望事項)山梨県

三、体育大会出場旅費につき（協議事項）
茨城県

四、体育大会県予選会の行事運営につき（協議事項）
神奈川県

関東甲信越静労政協議會議題

一、労竹委員会の機構について（聴取事項）関東民平部

二、古参权制度の普及策及現況（聴取事項）茨城縣

労政協議會日山出席者名目表

所屬	官取	氏名	所屬	官取	氏名
CAE		M.T. カマダ	山梨県	課長	佐野 秀樹
"		U. フラウマン	"	主事	山田 精二
"		小林 平木氏	静岡県	課長	大村 游一
労働省	課長補佐	野地 幸彦氏	"	主事	坂本 元次
東京都	課長	谷 育三	新潟県	主事	矢野 達夫
神奈川県	課長	稲吉 新太郎	長野県	課長	阿田 増夫
"	備考係長	片山 茂	千葉県	系長	横内 克己
埼玉県	課長	広瀬 忠三	"	課長	太田 東
"	主事	小田 垣 昭藏	"	教育係長	大川 正美
茨城県	課長補佐	木村 田 佳	"	教育係長	松本 弥一
"	主事	北井 生一	"	主事	葦 雅 包寛
栃木県	課長	直井 正雄	"	主事	川 田 若助
"	教育係長	西沢 三郎	"	主事	石川 清春
群馬県	課長	鈴木 節夫	"	主事	
"	主事	小菅 山宗			

關東甲信越靜勞政協議會

昭和二十五年九月一日
於東京

一 開會日

午後一時

一 當番縣挨拶

千葉縣至清部長

一 關東民事部挨拶

M.T. カマキヨウ氏

一 労働省挨拶

野地事務官

一 議長選出

一 幹事至過報告

東京都、群馬県

一 協議 (終了 午後五時)

一 懇談会

午後七時

第七條

1 第五條ノ貸付ヲ行フ際協會ハ利用者カラ低率ノ手数料ヲ徴收スルモノトスル

第八條

1 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク

2 幹事ハ工業俱樂部並ニ船橋地區勞働組合協議會カラ夫々同數ヲ推薦シ總會ノ承認ヲ得テ決定スル

3 幹事ハ會長一名、副會長一名ヲ互選スル

4 會計ハ會員ノ中カラ會長ノ指名ニヨリ選任スル

第九條

1 會長ハ協會ノ事務ヲ總理シ協會ヲ代表スル

2 會長ニ事故ガアルトキハ副會長ガ之ニ代リ會長及ビ副會長共ニ事故アルトキハ幹事ノ互選ニヨリ其ノ一人ガ事務ヲ代行スル

3 副會長ハ會長ヲ補佐スル

第十條

幹事ハ第十六條ノ運營委員會ニ夫々經營者及ビ勞働組合代表トシテソノ構成ニ參加スル

第十一條

1 役員ノ任期ハ次ノ定期總會マデトスル 但シ再任ヲ妨ゲナイ

2 補充ノタメ就任シタ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トスル

第十二條

辭任其ノ他ノ事由ニヨリ幹事ガ欠ケタトキハ直チニ第八條ニ準ジ臨時總會ノ承認ヲ得テ補充セネバナラナイ

第十三條

1 幹事ハ六ヶ月ニ一回 總會ヲ招集スル

2 前項ノ總會ノ外ニ左ノ場合ハ臨時總會ヲ招集シナケレバナラナイ

一、幹事ガ必要ト認メタトキ

二、會員ガ二分ノ一以上ノ會員ノ同意ヲ得テ會議ノ事項ト招集ノ目的トヲ明示シテ幹事ニ對シテ招集ヲ請求シタトキ

第十四條

役員ハ名譽職トスル

第十五條

本協會ニ專任事務員若干名ヲ置キ會長ガ之ヲ任免スル

第十六條

1 本協會ノ業務ノ執行ニツイテハ運營委員會ノ同意ヲ得ナケレバナラナイ

2 運營委員會ハ左ノ委員ニヨツテ構成サレル

經營者代表 五名 勞働組合代表 五名

市議會代表 九名 食糧合團代表 一名

學識經驗者代表 一名 及ビ市長

但シ市長ハ都合ニヨリ市吏員ヲ代理者トシテ出席セシムルコトガ出來ル

第十七條

3 運營委員會ノ運用ニツイテハ別ニ同委員會ガ自主的ニ定メタ方法ニヨルモノトスル

第十八條

本協會ハ社會情勢ノ變化ニヨリ第一條ノ目的ノ對象ヲ更ニ廣範圍ニ擴張スル必要ガアルト認メタトキハ總會ノ決議ニヨリ規約ヲ改正スルコトガアル

第十九條

本協會ハ社會情勢ノ變化ニヨリ第一條ノ目的ノタメ本協會ガ業務ヲ行フ必要ガナクナツタトキハ總會ノ決議ニヨリ解散スル

第三條 本協會ハ船橋工業俱樂部ニ屬スル經營者ト船橋地區労働組合協議會ニ屬スル労働組合代表者トガ主体トナリ其ノ完全ナル合意ト夫々ノ責任ト良識ヲ基トシテ結成スルモノトスル

第四條 本協會ハ事務所ヲ船橋商工會議所ニ置ク

第五條 1 本協會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ第十六條ニ規定スル運營委員會ノ同意ヲ得テ主配資金ノ貸付ニ關スル調査、貸付ノ可否及ビ其ノ限度ノ審議決定並ニ之ニ關スル一切ノ業務ヲ行フ

一、市民ニシテ市内事業場ニ勤務スル者
二、市民ニシテ市外所在ノ事業場ニ勤務スル者
三、市内所在ノ事業場ニシテ勞務加配主食糧受配ニ際シ資金的ニ困難ナ事情ニアルモノ但シ前各號ノ貸付ヲ行ツテ猶資金ニ餘裕アル場合ニノミ適用スル

四、其ノ他生産的職域ニ在ル市民ニシテ本協會ノ認メタ者
2 貸付業務ノ細目ニ就テハ別ニ定メル貸付要領ニヨルモノトスル

3 第一項ニ規定スル貸付ノ對象ハ第三號ノ場合ヲ除キ本協會ノ會員タルト否トヲ問ハヌモノトスル

第六條 1 前條ノ貸付ノタメノ資金ハ市カラ借受ケタ主食受配保障資金ノミニヨルモノトスル
2 前項ノ資金ハ一定ノ期限ヲ定メ無利子無擔保ヲ以テ借受ケルモノトスル

第七條 1 第五條ノ貸付ヲ行フ際協會ハ利用者カラ低率ノ手数料ヲ徵收スルモノトスル
2 本協會ノ業務執行ノタメニ要スル經費ハ前項ノ手数料ニヨリ賄フモノトスル

第八條 1 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク
幹事 十名 會計 一名
2 幹事ハ工業俱樂部並ニ船橋地區労働組合協議會カラ夫々同數ヲ推薦シ總會ノ承認ヲ得テ決定スル

第九條 1 幹事ハ會長一名、副會長一名ヲ互選スル
2 會計ハ會員ノ中カラ會長ノ指名ニヨリ選任スル
3 會長ハ協會ノ事務ヲ總理シ協會ヲ代表スル
4 會長ニ事故ガアルトキハ副會長ガ之ニ代リ會長及ビ副會長共ニ事故アルトキハ幹事ノ互選ニヨリ其ノ一人ガ事務ヲ代行スル

第十條 副會長ハ會長ヲ補佐スル

第十一條 幹事ハ第十六條ノ運營委員會ニ夫々經營者及ビ労働組合代表トシテソノ構成ニ參加スル
1 役員ノ任期ハ次ノ定期總會マデトスル 但シ再任ヲ妨グナイ
2 補充ノタメ就任シタ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トスル

第十二條 辭任其ノ他ノ事由ニヨリ幹事ガ欠ケタトキハ直チニ第八條ニ準ジ臨時總會ノ承認ヲ得テ補充セネバナラナイ

第十三條 1 幹事ハ六ヶ月ニ一回 總會ヲ招集スル
2 前項ノ總會ノ外ニ左ノ場合ハ臨時總會ヲ招集シナケレバナラナイ
一、幹事が必要ト認メタトキ
二、會員ガ二分ノ一以上ノ會員ノ同意ヲ得テ會議ノ事項ト招集ノ目的トヲ明示シテ幹事ニ對シテ招集ヲ請求シタトキ

第十四條 役員ハ名譽職トスル
第十五條 本協會ニ專任事務員若干名ヲ置キ會長ガ之ヲ任免スル
第十六條 1 本協會ノ業務ノ執行ニツイテハ運營委員會ノ同意ヲ得ナケレバナラナイ
2 運營委員會ハ左ノ委員ニヨリ構成サレル

千葉縣勞政課

船橋市主食資金保障協會規約

第一條 本協會ハ本市内ニ居住シ生産的職域ニ在ル者ガ其ノ勤務スル事業場經營者ノ己ムヲ得ヌ事情ニヨル給料ノ遅拂ノタメ自分ノ勤務ノ結果ニモ拘ラズ著シク生活上ノ脅威ヲ受ケテキルコトヲ認メタ場合ハ實情調査ノ上コレニ對シ必要トスル主食糧受配資金ヲ貸付ケルコトニヨリマシメナル勤務ノ結果ニ對シテハ少クトモ主食糧ノ受配ダケハ事欠カサセヌコトヲ保障シ以テ勤務者ノ生活安定ニ資スルコトヲ目的トスル

第二條 本協會ハ船橋市主食資金保障協會トイフ

第三條 本協會ハ船橋工業俱樂部ニ屬スル經營者ト船橋地區勞働組合協議會ニ屬スル勞働組合代表者トガ主体トナリ其ノ完全ナル合意ト夫々ノ責任ト良識ヲ基トシテ結成スルモノトスル

第四條 本協會ハ事務所ヲ船橋商工會議所ニ置ク

第五條 1 本協會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ第十六條ニ規定スル運營委員會ノ同意ヲ得テ主食受配資金ノ貸付ニ關スル調査、貸付ノ可否及ビ其ノ限度ノ審議決定並ニ之ニ關スル一切ノ業務ヲ行フ

一、市民ニシテ市内事業場ニ勤務スル者

二、市民ニシテ市外所在ノ事業場ニ勤務スル者

三、市内所在ノ事業場ニシテ勞務加配主食糧受配ニ際シ資金的ニ困難ナ事情ニアルモノ但シ前各號ノ貸付ヲ行フテ猶資金ニ餘裕アル場合ニノミ適用スル

四、其ノ他生産的職域ニ在ル市民ニシテ本協會ノ認メタ者

2 貸付業務ノ細目ニ就テハ別ニ定メル貸付要領ニヨルモノトスル

3 第一項ニ規定スル貸付ノ對象ハ第三號ノ場合ヲ除キ本協會ノ會員タルト否トヲ問ハヌモノトスル

第六條 1 前條ノ貸付ノタメノ資金ハ市カラ借受ケタ主食受配保障資金ノミニヨルモノトスル

2 前項ノ資金ハ一定ノ期限ヲ定メ無利子無擔保ヲ以テ借受ケルモノトスル

第七條 1 第五條ノ貸付ヲ行フ際協會ハ利用者カラ低率ノ手数料ヲ徴收スルモノトスル

2 本協會ノ業務執行ノタメニ要スル經費ハ前項ノ手数料ニヨリ賄フモノトスル

第八條 1 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク

幹事 十名 會計 一名

2 幹事ハ工業俱樂部並ニ船橋地區勞働組合協議會カラ夫々同數ヲ推薦シ總會ノ承認ヲ得テ決定スル

3 幹事ハ會長一名、副會長一名ヲ互選スル

4 會計ハ會員ノ中カラ會長ノ指名ニヨリ選任スル

第九條

1 會長ハ協會ノ事務ヲ總理シ協會ヲ代表スル

2 會長ニ事故ガアルトキハ副會長ガ之ニ代リ會長及ビ副會長共ニ事故アルトキハ幹事ノ互選ニヨリ其ノ一人ガ事務ヲ代行スル

3 副會長ハ會長ヲ補佐スル